

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(輸出拡大人材育成支援) 実施要領

平成28年3月25日 決裁
平成30年3月30日 一部改正
平成31年3月28日 一部改正
令和2年3月27日 一部改正
令和4年3月31日 一部改正

(通則)

第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、輸出拡大人材育成支援に対する補助金の交付については、沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

- 2 公的機関及びそれに類する者の「それに類する者」とは、当該講座やセミナー又は検定等が、貿易実務能力を証明するものとして一般的に認知されている講座等を主催する者とする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、原則、当該会計年度の4月1日から2月末日までとする。

(輸出拡大人材育成支援に係る補助対象経費)

第4条 交付要綱別表2七輸出拡大人材育成支援の項の補助対象事業者の欄に規定する経費は次に掲げるものとする。

- (1) 公的機関及びそれに類する者が主催する通関士や貿易実務に関する講座やセミナー、またはオンライン講座の受講料。
- (2) 公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務検定などの受験料。
- 2 公的機関及びそれに類する者以外が主催する貿易実務に関する研修を受講した場合、前項第2号の検定とあわせて受講することで補助対象とすることができる。

(補助対象外経費)

第5条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

- 2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。
- 3 研修会場までの移動に係る費用、教材費、宿泊費等、受講料と受験料以外の費用は補助対象外とする。

4 同じ講座やセミナーについて、同一人物を2回以上受講させることはできない。

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条第1項の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 初回申請時のみ必要となるもの

ア 申請者の履歴事項全部証明書（写し可）

イ 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）

ウ 国税納税証明書（法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）

エ 誓約書・確認書（別紙1-1）

オ 年間計画書（別紙1-2）

(2) 申請の都度必要となるもの

ア 会社概要（別紙2）

イ 企画書（別紙3）

ウ 収支計算書（別紙4）

エ 収支計算書内訳（別紙4-1）

オ 講座や検定の内容が分かるパンフレットやHPの写し

カ 上記に係る見積書等、受講料や受験料の金額が確認できるもの

2 設立1年未満の事業者による申請

決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。

3 個人事業主の証明書類

法人の「履歴事項全部証明書」に類する証明書類として、次に掲げるものとする。

(1) 国税事務所が発行する確定申告書

(2) 個人事業者の所在地が確認できる住民票

(3) 前2号に掲げるもの以外で、証明書類として認められるもの

(実績報告)

第7条 交付要綱第12条第1項の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支計算書（別紙4）

(2) 収支計算書内訳（別紙4-2）

(3) 第1号から第2号に係る領収書等証拠書類。ただし、社員が受験料等を立て替え払いした場合、当該社員が支払った領収書及び会社からその社員に対して受験料等を支給したことが確認できる書類の両方を添付すること。

(4) 成果報告書（別紙5）

(5) 第4号に係る研修等を修了した証となる書類の写し、または合否通知等の検定等を受検したことを証する書類の写し

(6) その他参考となる書類

(為替レート)

第8条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

(雑則)

第9条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。